

令和 2 年

第 1 回 忠岡町議会定例会会議録

開会 令和 2 年 3 月 2 日

閉会 令和 2 年 3 月 2 6 日

忠 岡 町 議 会

令和2年 第1回忠岡町議会定例会会議録

令和2年3月2日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 和田 善臣議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 勝元由佳子議員	11番 河野 隆子議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	柏原 憲一	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	軒野 成司		明松 隆雄
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	立花 武彦	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	花野 勝也		石本 秀樹
消防次長兼消防署長	森下 孝之		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
主 査	川端 謙太

(会議の顛末)

議長(杉原 健士議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、令和2年第1回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長(杉原 健士議員)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長(杉原 健士議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(杉原 健士議員)

局長。

議会事務局(阿児 英夫局長)

令和2年第1回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 令和2年度施政方針について |
| 日程第5 | 議案第 1号 | 委託契約締結について
(忠岡町クリーンセンター包括的整備運営管理事業) |
| 日程第6 | 議案第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度忠岡町一般会計補正予算(第6号)) |
| 日程第7 | 議案第 3号 | 忠岡町教育委員会委員の任命について |
| 日程第8 | 議案第 4号 | 忠岡町監査委員条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第 5号 | 附属機関に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 6号 | 忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 7号 | 手数料条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 8号 | 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 9号 | 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第 10号 | 忠岡町嘱託員条例の廃止について |

- 日程第15 議案第11号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について
日程第16 議案第12号 令和元年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
日程第17 議案第13号 令和元年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第18 議案第14号 令和2年度忠岡町一般会計予算について
日程第19 議案第15号 令和2年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
日程第20 議案第16号 令和2年度忠岡町介護保険特別会計予算について
日程第21 議案第17号 令和2年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第22 議案第18号 令和2年度忠岡町下水道事業会計予算について
日程第23 報告第1号 事務報告について（令和元年分）
以上でございます。

議長（杉原 健士議員）

第1回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。
発言を許します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和2年第1回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、議長さんを初め各議員の皆様には、公私何かとお忙しい中にもかかわらずご出席を賜りまして、ありがとうございます。本日上程させていただいております議案につきましては、常任委員会、また全員協議会でご協議願ってきたところでございますが、本日もよろしくご審議を賜りたいと思います。

ところで、2月29日（土）、安倍首相は記者会見をし、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための小・中学校など臨時休校を要請しました。いろいろと影響が出ております。例えば、無観客試合とかイベント中止などなど次々と自粛、萎縮の動きがあります。本町も合わせるかのように、町制80周年行事や忠岡町マラソンを中止して、感染拡大のないよう祈っております。議員の皆様、並びに町民の皆様方には、時節柄、感染防備に努め、医学的知識を身に付けていただきたいと思います。

ところで、熱が続くとか、せき込むとか、たんが出て仕方がないなど風邪に似た症状が

続いたら、病院、保健所、それに役場に連絡してください。相談に乗っていきます。なお、基礎疾患のある持病のある方については、重症化率が高いので、免疫力を落とさないようにすることが大切だと思います。体のほうをいとうていただきたいことをお願いしたいと思います。

今日は、令和2年度の施政方針を発表しますので、よろしくご理解、ご協力のほどお願い申し上げ、挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

議長（杉原 健士議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、11番・河野隆子議員、12番・森 政雄議員を指名いたします。

議長（杉原 健士議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より3月26日までの25日間といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、3月26日までの25日間と決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、和田善臣議員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。和田議員。

監査委員（和田 善臣議員）

例月出納検査報告。例月出納検査についてご報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和元年11月27日、12月24日、令和2年1月28日に行いました内容で、帳簿等は、令和元年10月31日、11月30日及び12月31日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計及び各特別会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 和田 善臣

以上です。

議長（杉原 健士議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（杉原 健士議員）

日程第4 令和2年度施政方針について、町長より所信表明の申し出があります。発言を許します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議長からお許しが出ましたので、施政方針を述べさせていただきます。

本日、ここに令和2年忠岡町議会第1回定例会の開会にあたり、新年度に臨む私の所信の一端と施政の方針を申し述べ、議員各位のご賛同と併せて住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず始めに、去年は本町において町制施行80周年、忠岡村誕生から130周年を迎え、住民皆様や関係各位のご支援、ご協力のもと、数々の記念事業を実施することができました。改めまして、この節目の年を迎えることができ、これまで町の発展にご尽力いただいた諸先輩方や住民皆様に深く感謝を申し上げます。

いよいよこの夏、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。近年、想定外の自然災害が発生している我が国において開催される本大会は、私たちに夢・希望・感動を与えてくれるものと感じております。大会の成功とともに被災地や被災された方々の一日も早い復興を願うところであります。

さて、私自身、平成16年の町長就任以来、時代を取り巻く環境の変化に対応しながら、常に懸案事項であった財政再建を進めるとともに、平成から令和へと新時代を迎える中、これまでの経験を生かし、幼保一体化事業やスポーツセンターの再開など、民間の力を活用した新たなまちづくりへ着実な一歩を踏み出したところでございます。引き続き「令和」新時代においても、未来につながる、持続可能なまちづくりに向け、取り組んでまいりたいと考えております。

このたび提案いたします令和2年度各会計予算案は、「第5次忠岡町総合計画」を指針

として、「教育・子育て支援」、「医療・福祉」、「防災・防犯」の充実など、誰もが安心して暮らすことができるための施策を中心とした予算編成といたしました。

また、令和2年度の町政運営にあたっては、次の4点を重要な視点と考えております。

1点目は、教育・子育て支援の充実であります。

夢と希望に目を輝かせる子どもの姿は町の宝物です。発達段階に応じた質の高い教育・保育環境の提供を目指し、令和元年度は認定こども園の開園や就学前施設の給食費の無償化などに取り組んでまいりましたが、引き続き安心して子育てができるまちづくりの推進に向け、様々な取り組みを進めてまいります。

小中学校においては、よりきめ細やかな学習指導の推進とともに、英語教育の普及、発展に力を入れてまいります。

2点目は、広域行政のさらなる推進であります。

平成31年4月には大阪水道企業団との水道事業の統合がされるなど、これまでも広域行政の推進に取り組む中、現在は岸和田市と消防指令業務の共同運用について、協議を行っているところでございます。無理や無駄を省き、持続可能なまちをつくるため、引き続きごみ処理の広域化など生活に密着する分野での広域化を積極的に推進してまいります。

3点目は、防災・減災対策の推進であります。

過去の大地震や豪雨、また平成30年の台風21号の経験から、情報伝達の重要性を認識しており、「伝えるから伝わる」を目指した防災行政に取り組むとともに、近年、各地で発生している甚大な被害に備え、雨水管の整備など、さらなる浸水対策の推進や防災資機材・備蓄物資の充実を図ってまいります。

4点目は行財政改革の推進であります。

これまで行財政改革を最重要課題として取り組み、事務事業の見直しを始めとする第二次財政健全化計画を進めてきたところでありますが、さらなる健全化策を盛り込んだ「忠岡町みらい計画」を推進してまいります。

以上のような基本的な考えと財政状況を踏まえて編成しました令和2年度各会計の当初予算規模は、一般会計73億7,400万円、各特別会計40億7,368万1,000円、下水道事業会計17億8,606万5,000円、合計いたしますと132億3,374万6,000円となり、これを前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計10.4%増、各特別会計20.8%減、下水道事業会計、皆増、合計11.9%増と相成った次第であります。

以下、重点施策の概要については、4つの基本戦略によるまちづくりの展開方向に沿って申し上げます。

第1は、「人が輝くまちづくり戦略」であります。

「まち」の最も大切な資源は「人」であり、「まちづくり」は「人づくり」から始まります。そこで本町では、住民同士がお互いを十分に知り合える関係にあり、また、役場

と住民・学校の連携がとりやすいという利点を活かした施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

まちの将来を担う人材を育てます。

子どもたちは、本町の未来であり、希望であります。近年では子どもたちを取り巻く環境にも大きな変化が見受けられるなど、複雑多様化する教育課題への確に対応するため、より充実した教育行政を推進してまいります。

就学前施設においては、将来も子どもたちの元気な声があふれる、活力あるまちであり続けるよう、忠岡地区においては昨年4月、公私連携幼保連携型認定こども園を開園し、東忠岡地区においては令和5年4月を目途に、幼稚園・保育所を一体化した認定こども園の開園に向けて取り組みを進めており、引き続き乳幼児期における保育・教育の総合的な推進を図ってまいります。

また、工事期間中は園庭の使用が制限されることから、幼児の園庭を確保するため、東忠岡小学校第2体育館を撤去し、子どもたちの健やかな成長と遊びを通じた学びの環境を確保してまいります。

生きる力を培う学校教育の推進及び子どもや若者の健全育成の推進については、少子化・核家族化が進行する中で就学前教育の重要性に鑑み、幼児教育・保育の提供と充実を図るとともに、小学校生活へのスムーズな移行ができるよう、保育所・幼稚園・小学校間の交流事業を継続してまいります。

学校施設においては空調設備の導入や耐震化の実施など、教育環境の整備を進めておりますが、引き続きトイレの洋式化などの整備にも取り組んでまいります。

また、情報通信ネットワークなどの情報手段を活用する環境を整え、学習活動の充実を図る新学習指導要領に基づき、本町においても計画的にICT環境の整備に努め、情報活用能力の育成を図ってまいります。

現在、学校休業日の土曜日に開講している「あすなろ未来塾」については、小学校4年生から中学校3年生までの希望者を対象としていたものを小学校3年生からに拡大し、習熟の程度に応じた授業を通じて、基礎・基本の確実な定着を図ります。

また、小学校4年生で行っている学力調査についても、小学校3年生にも拡大し、課題等を早期に把握することで、学校における教育指導の充実や改善に役立ててまいります。

また、生徒指導の充実を図るため、小学校におけるスクールカウンセラーの配置とともに、学校と福祉機関との連携を図るためにスクールソーシャルワーカーを引き続き配置するなど、様々な課題の未然防止、早期発見、早期解決を支援してまいります。

学校への支援としては、学ぶ楽しさを育む推進事業、学力向上サポーター配置事業、小学校読書活動推進事業などを継続して実施するとともに、少人数学級編制等によるきめ細やかな指導のための講師配置事業に取り組んでまいります。特に読書活動の推進については、子どもの読書離れへの対策が重要となっていることから、平成31年3月に第1次忠

岡町子ども読書活動推進計画を策定し、就学前施設、小中学校、また行政機関が連携しながら各施策に取り組んでいるところであり、引き続き子どもたちが読書に親しみが持てるよう読書活動の推進に取り組んでまいります。

また、子どもたちの読書意欲を高めるため、図書館で読んだ本の履歴がわかるよう読書手帳の導入を図ってまいります。

平成26年度から取り組んできた小学生・中学生等を対象にした英語関連事業では、引き続き英語をツールとした様々な体験をする機会を提供してまいります。

また、町内在住の中学生から大学生までを対象とした英語検定受験料補助事業も、6年間で受験者も増加傾向にあり、中学生で上位級の受験者も出てきており、今後も英語への興味・関心を高めてまいります。

地域文化の継承として「だんじり祭」は、本町と地車連合会、地元各町などが協力、連携することでさらなる賑わいを創出し、大切に継承してまいります。

公益財団法人正木美術館と共同で実施しておりますワークショップやイベントなどについては、本町親善大使や本町出身で活躍されている方々とのコラボレーションによる「ただおかオリジナルプログラム」として支援してまいります。

人にやさしい健康福祉の地域をつくりまします。

住民一人ひとりの健康寿命を延ばすため、保健センターを拠点として、健全な生活習慣の確立に向けた自主的な健康づくりや食育の推進について、充実を図ってまいります。特定健診やがん検診について、受診率の向上を図るため、新たに、全国健康保険協会と合同で特定健診とがん検診を実施し、引き続き日曜健診、午後健診を実施するとともに、自らの健康目標を設定して取り組み、健康・運動・食事等に関する研修会などの参加によって賞品を贈呈する「健幸マイレージ事業」を引き続き実施するほか、自らの健康づくりのきっかけへ繋がる「健幸まつり」を医師会、歯科医師会、薬剤師会や社会福祉協議会、スポーツセンター指定管理者と共同して開催し、住民の健康増進や介護予防の啓発に努めてまいります。

また、若年層、特に子育て世代の健診受診強化については、がん検診の推奨年齢対象者等に対して個別通知を行い、がんの早期発見、早期治療による健康の保持・増進に努めてまいります。

子育て支援の充実及び少子化対策については、昨年10月から国による幼児教育・保育無償化が始まりましたが、本町においても「第2期子ども・子育て支援事業計画（忠岡町子ども・子育て応援プラン2020）」を策定し、引き続き質の高い幼児教育・保育の提供を継続できるよう、様々な取り組みを進めてまいります。

また、昨年4月に忠岡地区において開園した、公私連携幼保連携型認定こども園においては、町内で初となる病児保育事業が実施されており、子育て環境の充実が図られています。

児童期に特別な食事療養が必要な先天性代謝異常症の方について、在宅治療に要する食事療養費を助成し、代謝異常症の方の教育・福祉の向上と経済的負担の軽減を図るため、「先天性代謝異常症食事療養費助成事業」を実施いたします。

児童虐待やDVの相談件数についても、増加傾向にあることから、引き続き子育て支援コーディネーターを配置し、相談や通報などに対して適切かつ迅速に対応してまいります。

近年の核家族化により、親等の親族から離れたところでの妊娠・出産や、様々な事情を抱え親に頼れない妊産婦が増えております。出産後間もない時期に、親族等から育児の援助が受けられない産婦や子どもで、育児不安や心身の不調など支援が必要な母子に対し、助産師等の看護職が中心となって居宅訪問し、母親の心身のケアや育児サポートなど、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とした「産後ケア事業」を実施いたします。

高齢者福祉の充実については、昨年12月末における高齢化率は28.3%となっており、今後も高齢化の進展や、要支援・要介護者数が増加する中、高齢者の生きがいと健康づくりの推進をするため、新たにスポーツセンター指定管理者と連携し、介護予防の強化を図り、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、自立支援の促進を図ってまいります。また、現在実施中の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果を踏まえ、要介護状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援の充実を図り、更なる「地域包括ケアシステム」を推進するため、「第8期介護保険事業計画」及び「第9次高齢者福祉計画」を策定してまいります。

次に、障がい者・障がい児福祉については、今年度「第4次障がい者計画」を策定するとともに「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定し、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、就労定着に向けた支援を行い、また、障がい児には、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するなど、体制の構築を図ってまいります。

地域福祉の推進については、忠岡町社会福祉協議会と連携し、今年度は、「第4次地域福祉計画・地域活動計画」を策定し、それぞれの地域で誰もがその人らしい、安心して充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした地域福祉の充実、推進を図ってまいります。

また、引き続き「自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、広報活動等に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険については、大阪府が市町村とともに財政運営の中心的な役割を果たす国保の一元化の実施によって、財政基盤の強化が図られており、資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付や保健事業など、地域の実情を踏まえたきめ細かい事業を行ってま

います。

個性を認め合う社会をつくります。

本町は、「非核平和宣言都市」として、「手をつなごう 非核で世界の人々と」を合言葉に、命の尊厳と平和を愛するまちづくりを推進してまいります。

人権施策の推進については、差別のない明るいまちづくりの形成に向け、忠岡町人権協会を中心として、性差による差別をはじめ、障がい者差別、同和問題などあらゆる人権問題の解消に向けた啓発活動や研修、相談事業を一層推進してまいります。

また、男女が共に社会で輝き、活躍できる社会づくりの一層の推進を図るため、第二次忠岡町男女共同参画基本計画の策定を実施いたします。

国際交流事業については、忠岡町国際交流協会を核として、友好都市間交流をはじめ、次代を担う子どもたちの国際的なコミュニケーション能力向上の支援を柱に、教育委員会とも連携を密にしながら、種々活動を展開してまいります。なお、今年度は、友好都市への青少年派遣事業が予定されております。

第2は、「安全・安心なまちづくり戦略」であります。

安全で安心な暮らしの保障は、最も基本的な自治体の責務です。いつ起こっても不思議ではない大地震や豪雨などの災害や火災、犯罪、交通事故などから住民を守る取り組みを進めるとともに、住民の自主的な活動の育成などを通して、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざした施策の推進に努めてまいります。

モノや環境を大切にし、暮らしの豊かさにつなげます。

地球環境保全の推進については、ごみ分別アプリの導入により住民、事業者等に適正な分別に努めることやマイバック推奨、ごみになる物を断るなどの啓発を行い、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の4Rの推進に努めてまいります。

ごみ焼却場の運営については、引き続きクリーンセンターの運営及び整備を行うとともに、課題であるごみ処理の広域化については、泉北環境施設整備組合と早急に進めてまいります。

安全・安心な明るい暮らしを確保します。

災害対策の推進については、これまでに各地で発生した大地震や豪雨、また平成30年の台風21号の経験を教訓に、正確かつ迅速な情報伝達手段の充実に向け、SNSの活用を検討するなど、被害をできる限り抑える減災対策の強化に取り組んでまいります。

また、住民自らが災害に備え、自らの命は自分で守る「自助」、地域で助け合う「互助」による防災活動を推進するため、防災意識の高揚や自主防災組織の活性化につながるよう防災訓練や防災講演会を開催するとともに、自主防災組織主体の訓練開催に向けての支援を行ってまいります。

また、住民生活の基盤となる住宅の耐震化を促進するため、耐震補助制度について啓発、窓口での相談、個別訪問に加え、木造住宅耐震リフォームの講演会・相談会を実施す

るなど、地震災害に強い町とするための取組みを進めてまいります。

防犯対策の推進については、引き続き、防犯委員会、警察、関係団体、学校や地域住民と連携し、青色防犯パトロールや地域安全見守り活動などを実施し、犯罪抑止機能の充実を図ってまいります。

また、犯罪の抑止効果が認められている防犯カメラについては、自治振興協議会に対する防犯カメラ設置補助事業を継続いたします。

次に、消費者が安全で安心して豊かな生活を営むことができる社会を実現するため、今後も消費生活専門相談員による対面相談の場を設け、複雑で多様化する悪質な販売手法からの防御と早期解決を目指してまいります。

また、高齢者等の社会的弱者には地域の回覧板や出前講座等で啓発するとともに、低年齢化するネット消費やSNS問題には学校を通じた消費者教育を行うなど、総合的な消費者支援を行ってまいります。

交通安全については、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方を対象とした交通安全教室を開催するなど、啓発活動を推進するとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を促し、安全な交通社会の実現に努めてまいります。

通学路に関しては、忠岡町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携した合同点検を実施し、その結果に基づいた対策工事を実施するなど、子どもたちの安全を図ってまいります。

また、自転車の安全対策としては、子どもと高齢者を対象とした、自転車用ヘルメット購入補助金交付事業を引き続き実施し、自転車を利用する方のヘルメット着用を促し、被害軽減につなげてまいります。

消防の連携・協力については、岸和田市との間において、火災や救急の通報を一元的に把握し、両市町をまたいで現場に最先着できる隊に自動的に出動指令を出す、消防指令業務の共同運用について協議を進めております。住民サービスの向上に向け、効果的・効率的な体制を構築し、令和3年4月1日の運用開始を目指し取り組んでまいります。

消防については、複雑多様化する災害に対応するため、各種消防用資機材、消防車両の計画的な整備を行い、また増加する救急需要に対して、救急・救命体制の充実強化に努めてまいります。

第3は、「快適で活力あふれるまちづくり戦略」であります。

近年は住宅都市へと変貌するにつれて、小売商店や工場の閉鎖による地元雇用の減少が進んできております。地方創生と一体となった地域経済の活性化には、事業者や商工会との連携が重要であり、地域に根づいた産業力を伸ばす施策に取り組んでまいります。

地域経済を支える産業の復活をめざします。

商工業の振興につきましては、町・忠岡町商工会・地域の金融機関の協働で行う創業支援事業を継続し、ワンストップの相談窓口やビジネススキル習得のためのセミナーを充実

させ、また、ホームページ作成経費を支援する「IT化推進事業」、公的機関の融資を対象とした「利子補給制度」などにより、既存事業所も含めた基盤強化に取り組んでまいります。

就労支援対策については、職業訓練や技術講習会の情報を提供し、各種機関との連携強化により、障がい者・若者・高齢者やひとり親家庭等の個別ケースにも就労支援センターが細やかに対応いたします。

また、在住者及び在勤者を対象とした各種技能講座、国家資格取得経費の助成や、住民を新たに正規雇用する町内事業者への補助を継続してまいります。

農業振興については、貸菜園の管理を適切に行うとともに、料理教室を通じて地産地消と郷土料理の普及を行い、また、その状況のネット配信を継続し、地域の食文化と地元消費のPRに努めてまいります。

水産業の振興については、漁業協同組合の忠岡港でのイベントを通じて、地元海産物に親しみ、港のある町としての魅力が増すよう取り組んでまいります。

関西国際空港を中心としたインバウンド効果が泉州地域に反映され、観光事業のプラットフォームとなるKIX泉州ツーリズムビューローが設立されました。引き続き泉州9市4町や民間企業と連携し、泉州地域の活性化に取り組んでまいります。

快適で利便性の高い生活・都市基盤を充実します。

生活・都市基盤の充実については、道路や公園など公共施設の適切な維持管理に努めるとともに、今年1月に指定した市街地の準防火地域指定による規制誘導により、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする都市計画マスタープランの改定にあたっては、住民の意見を拝聴するとともに、人口減少や少子高齢化が、今後加速度的に進行することを踏まえ、生活関連サービス施設などの都市機能を住民が集まりやすい地域に維持・誘導することで、暮らしやすく、コンパクトなまちづくりを中長期的に目指す立地適性化計画を策定し、持続可能な都市経営を目指します。その先駆けといたしまして、東忠岡地区の認定子ども園建設を中心とした子育て支援施設等の機能を再構築する短期の都市再生整備計画の策定と事業の実施により、まちの活力を維持・増進してまいります。

水道事業については、大阪広域水道企業団と平成31年4月に統合しており、将来にわたる安定供給に向け、老朽管路の更新を行うなど、引き続き本町と連携を図りながら安全・安心な水の供給を行ってまいります。

また、低所得のひとり暮らし高齢者等の基本料金補助制度については、引き続き実施してまいります。

下水道事業については、現在、汚水整備の人口普及率は97.2%でございます。今後、計画的に整備を進め、水洗化の向上に努めてまいります。

また、安全で快適な生活環境を確保するため、雨水管の整備を進め、大雨による浸水被害の軽減を図るとともに、雨水対策の根幹をなすポンプ場については、引き続き長寿命化対策を実施し、また、津波や豪雨などの浸水被害による機能不全を防ぐため、耐水化対策事業を実施するなど、安定した運転ができるよう、対策を図ってまいります。

なお、下水道施設は、住民の生活に欠かせない恒久的な財産であり、安定した下水道サービスが求められています。そのため、今年度より地方公営企業会計に移行し、下水道事業の経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を図ってまいります。

第4は、「自立と協働のまちづくり戦略」であります。

地方分権の進展と多様化する住民ニーズに対して、自らの責任と創意工夫のもとに住民・事業者と役場との協働で、地域経営を進めていかなければなりません。そのため、自立性の高い堅実で無理・無駄のない持続可能な行政運営の推進に努めてまいりたいと考えております。

効率的・効果的な行政経営を進めます。

効率的な行政運営の推進については、総合計画の着実な実現に向け、PDCAサイクルによる評価をもとに、各事業の改善や見直しの徹底を図り、効率的で効果的な行政運営に努めてまいります。

また、令和3年4月を計画の始期とする第6次総合計画の策定に取り組みを進めてまいります。

町税については、引き続き公平かつ適正な税政を継続するため、情報通信技術の進展を踏まえた納税者の利便向上と官民双方のコスト削減を図るとともに、税務職員の賦課・徴収に係る知識や技術等が向上するよう、人材育成にも留意しつつ税収の確保に取り組んでまいります。

ふるさと忠岡応援寄附金については、寄附額も順調に伸びておりますが、引き続き魅力ある返礼品の充実に向け、事業者と連携を図ってまいります。

児童館においては、児童への遊びと学びの機会の創出を、またふれあいホールについては、町民にさらなる文化に触れ合う機会を創出するため、民間ノウハウを生かした、より効果的な事業運営ができるよう指定管理者制度の導入について検討してまいります。

また、昨年4月より指定管理者制度を導入し運営しておりますスポーツセンターについては、老朽化した空調設備の改修工事を行うことで、より快適な空間を利用者に提供してまいります。

歳出の削減については、限られた財源を最大限に活用するため、住民ニーズや施策の優先度・緊急度、事業効果や公共施設のあり方などの検証を行い、計画的なまちづくりを推進してまいります。

地域情報化の推進については、これまで住基・税務・社会保障関係のシステム改修などを実施しており、引き続き情報提供ネットワークシステムとの本格連携によって構築され

た利便性の高いシステムを円滑に運営してまいります。

広域連携の推進については、住民サービスの向上及び財政健全化が見込まれることから、泉州北部小児救急医療協議会の設立、5市1町広域事業所指導課の共同設置、し尿及び浄化槽汚泥の処理にあたっては、泉北環境整備施設組合への事務委託などに取り組んできたところであります。今後も、将来を見据え、持続可能なまちをつくるため、積極的に検討、推進してまいります。

住民参画を促す環境づくりを進めます。

開かれた町政の推進については、ホームページや広報紙を通じて、様々な情報を発信してきたところです。今年度は、情報発信の一層の強化を図るため、SNSの開設を予定しております。

また、住民便利帳の改定版を発行し、全戸配布する予定です。

住民が主体となったまちづくり活動の促進及び協働のまちづくりについては、地域でのふれあいや連帯感を高め、日常的に助け合い支え合うことができるコミュニティの形成が重要であり、基礎となる自治振興協議会との連携を図ってまいります。

以上、町政運営に関する4つの私の基本的な考え方と主要な施策について、その概要をご説明申し上げました。今後、これらの施策の実施にあたりましては、議会との連携を一層密にしながら、町民に信頼されるまちを目指し、変革激動の時代における都市間競争に焦らず、忠岡町を未来につなぎ、希望を育む、「小さくても きらりと光る忠岡町」の実現を目指していくことが、町政を負託された私の使命であり、広くまちの声を拝聴しながら、現場主義・住民の目線に立って全力を傾注してまいりたいと存じます。

どうか、議員各位並びに住民の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲みとりいただき、町政の推進に一層のご支援・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びにあたり、提案いたしております令和2年度当初予算案並びに各議案に対し、何卒、ご賛同賜りますよう重ねてお願い申し上げます、私の施政の方針と致します。

令和2年3月2日

忠岡町長 和田 吉衛

議長（杉原 健士議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

11時5分から再開いたします。

（「午前10時55分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前11時05分」再開）

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長（杉原 健士議員）

日程第5 議案第1号 委託契約締結について（忠岡町クリーンセンター包括的整備運営管理事業）を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第1号、委託契約締結についてご説明申し上げます。

本件は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、忠岡町クリーンセンター包括的整備運営管理事業を行うため入札に付した結果、住友重機械エンバイロメント・松和共同企業体と契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

今回のこのクリーンセンターの4年間の委託契約の発注について質問させていただきます。

この案件、発注する前のさきの12月議会で担当部局のほうから予算措置の予算要求が上がってきたときから委員会付託となり、特に業者選定の部分で複数議員から早くも疑問の声がたくさん出ておりました。私もその12月議会の審議の場で、自治体側の恣意的な業者選定とならないよう、発注方法を検討するようにと役場側に注文をしておいたわけですが、蓋を開けましたら、案の定、住重と松和メンテナンスの2社から成るいつものJVに決まったわけです。そこで、今回の発注につきまして4点質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、住重についてです。住友重機械エンバイロメント株式会社についてお聞きします。この住友重機械エンバイロメント株式会社は、親会社である住友重

機械工業株式会社の100%子会社です。かつ、忠岡町クリーンセンターの主たる受注業者でもあります。ただし、これはもう既に協議会のほうでもお話しさせていただきましたけれども、他の自治体での受注実績があるとはいえ、過去に京都市のごみ処理施設で致命的なダイオキシンを発生させるなど複数回トラブルが発生して、結局裁判になって、裁判所から177億円の支払いを命じられたという実績があります。これに懲りた住重のほうは、このごみ処理プラントの分野から既に撤退していると聞いています。

本日の本会議に至るまでの協議会でも、この点については質問させていただきました。その中で、今回のこの落札業者、受注業者のJVのメインの業者である住重側がこの状況であることを踏まえたら、部品調達などを含めて、今後の4年契約の期間中、何かあったらどうするのかと不安が拭い切れないという点について質問させていただきましたところ、担当部局のほうからは、契約書に受注業者が責任をとるという内容が記載されているので大丈夫ですといった回答がありました。しかし、本当に大丈夫なのでしょうか。

実際、過去の本町の発注案件を見てみますと、クリーンセンター案件ではないですけれども、受注業者が突然倒産しまして、慌てて町側が別の業者に緊急随契をしたという事例があります。当然、自治体の発注については、どんな契約書の中でも、受注業者が何かあれば責任をとるといった条項は含まれているはずですが、しかし、全く受注業者には責任をとってもらえず、町側が右往左往したという現実が過去にもありました。

そこで、受注業者、今回のJVのメインの業者である住重の業者の能力について不安が拭えない点について質問させていただきます。

町側は、契約書の中に、何かあれば受注業者が責任をとるといった条項があるので大丈夫だと言いますが、本体である住重のほうは、ダイオキシンを発生させるとか、そういった致命的なトラブルも実際起こしていますし、それが原因で既にごみ処理分野から撤退もしているわけです。そうした既に引退した業者が、何か不測の事態が起きたときに万全の対応がとれるとは到底思わないわけです。逆にその能力があれば、裁判所から支払い命令を受けて、この分野から撤退していなかったはずだと思います。頼みの綱の住重がこれです。で、附属で付いている松和メンテナンス、この企業がごみ処理プラントを回復、対応させられないことは誰もが分かっています。

そこでお伺いしたいんですけども、この先の契約期間中にもし何かが起きたとして、また過去の発注事例のときみたいに受注業者に責任をとってもらえなかった場合、どうするのか。これが1点目の質問です。

次に、2点目、住重ともう一方の松和メンテナンスについてお聞きいたします。この松和メンテナンスは、ごみ処理プラントの業者でもありませんし、ただの町内の中小企業です。かつ、町議の親族業者でもあります。この3月議会が始まる以前に、私はこの発注契約につきまして情報公開請求をさせていただきました。その中に、入札保証金免除の書類があったんですけども、そちらを見ますと、今回の契約の相手方であるJVの過去の2

年間の自治体でのごみ処理プラントの受注実績に関する書類がありました。

受注実績を見てみますと、明石市、忠岡町、忠岡町、この3件だったんですね。明石市の受注実績につきましては、これについては住重単独での受注だということは、入札契約担当課である総務課にもう既に確認済みです。ということは、今回の契約の相手方であるJVという業者としての受注実績は忠岡町にしかないということです。特にこの松和メンテナンスにつきましては、忠岡町しか受注実績がないということになります。

ですので、この松和メンテナンスにつきまして、これまでに忠岡町以外のよその自治体でごみ処理プラントの発注を受注した実績があるのかどうか。あるのであれば、どこの自治体か教えてください。これが2点目の質問です。

次に、3点目、同じく入札保証金についての質問です。忠岡町の契約規則第8条第1項にこうあります。町長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札者にそのもの見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならないと規定されています。つまり、原則は払わせるものということです。しかし、今回は落札業者であるJVには全額免除しています。この手続を見ますと、受注実績があるということもあるんですけども、既に本日に至るまでの審議の中で、ほかの議員さんからも質問が出ておりました。その際、町側の根拠の回答はといいますと、同じこの契約規則第8条第2項の第2号、過去2年間の自治体ごみ処理プラントの受注実績があること。それに加えて、同項第3号の町長が認める時、これに該当するという回答でした。

まず、この第2項第2号、過去の受注実績についてですけども、先ほど申し上げたように、明石市の受注実績については住重単独の受注実績です。この条文を読む限り、受注業者というのは、今回の受注業者について見ると、住重・松和共同企業体、JVを1業者と見るのが当然です。ですので、住重単独、松和メンテナンス単独、このJVという、この3者は全く別業者です。ですので、明石市の単独受注をこのJVの受注実績に加えるのは適切ではありません。これについては、既に入札契約担当課の総務課長に確認をしましたところ、総務課長さんも、確かにその点については勝元議員のおっしゃるとおりですということで認められております。ですので、実際この受注業者JVにつきましては、結局、我が本町、忠岡町にしか受注実績はないわけです。

加えて、また同じ契約規則同項第3号の町長が認める場合についてですけども、どのような場合であれば町長が認めてよいのか、その判断基準が全く定められておりません。首長がいいと言えれば何でもいいわけではありませんし、首長の好き勝手にはできません。妥当性、合理性、あるいは法の趣旨から外れていたりということがあれば、裁量権の濫用、逸脱に該当して違法となるわけです。

先ほども申し上げたとおり、頼みの綱の住重自体が極めて不安な業者であります。町側は、これまで何事もなくクリーンセンターの運転管理をしてきた実績がありますと言いますが、それは町側にも議会側にも専門の職員がいない以上、本当に何事もなかった

のかは分かりません。実際、平成27年度に突然壊れたと言って、粗大ごみの破碎施設の新設をしていますけれども、長期包括の契約書を読む限り、あれは受注業者側でやるべき事案だったと私は思っています。

そこで、3点目、入札保証金を免除したことについてお聞きします。町側は、今回の入札保証金の免除の根拠として、契約規則第8条第2項の第2号及び第3号を根拠として、落札業者JVからの入札保証金を全額免除しています。しかし、先ほども述べたとおり、本来、落札業者JVの受注実績をカウントしてはいけない明石市の単独受注、住重単独受注をカウントしたりしています。これは町の契約規則違反に当たります。結局、このJVは我が忠岡町にしか受注実績がありません。また、メイン業者の住重について見ますと、過去に京都市のごみ処理施設の発注案件で177億円の損害金の支払いを裁判所から命じられた経験から、既にこの分野から撤退しており、極めて不安のある受注業者です。にもかかわらず、町長が認めた場合という根拠を適用して入札保証金を免除とするのは不適切で、裁量権の濫用、逸脱に該当すると思います。

もし、クリーンセンターの案件が癒着だと住民から批判を受けている中、忠岡町側がクリーンセンター案件が癒着でもなく、行政自治体として危機管理を考え、公正に責務を果たしていると言うのであれば、原則どおり落札業者であるJVから入札保証金を取る、あるいは百歩譲っても一部免除が妥当だと思いますけれども、いかがでしょうか。この契約規則の解釈と併せてお答えください。

次に、最後の4点目です。松和メンテナンスについてです。これまで平成20年度に10年間の長期包括契約をするときまで、このクリーンセンターの運転管理は住重単独で受注してきたという歴史、経緯があります。また、入札保証金免除の手続で提出された受注実績を見ても、明らかに松和メンテナンスは受注業者として不要だと思います。松和メンテナンスという余計な業者がくっついている分、その業者の取り分が落札金額、契約金額に含まれているわけで、結果として町が支払う税金の金額が高くなるわけです。

過去に情報公開請求をして得ましたJVの協定書を見ますと、住重と松和メンテナンス、この2社の出資比率について、住重が60%、松和メンテナンスが40%と定められています。ということは、共同企業体の種類でいいますと、共同施工方式のJVということが言えます。いわゆる共同企業体の分類でいうところの、甲乙の甲型のJVということが出来ます。この甲型のJVというのは、出資比率イコール利益配分というのが決まっています。ということは、住重と松和メンテナンスの利益配分も60%と40%、住重が60%、松和メンテナンスが40%の取り分になるということです。

そうしますと、今回の契約金額14億8,500万円、このうちの40%の5億9,400万円が松和メンテナンスの取り分となるわけです。4年契約で5億9,400万円となるわけですから、1年間で1億4,850万円、これだけの巨額の税金を無駄に失っているということです。

それで、これまで議会においても、ほかの議員の方々からいろんな住民サービスについての要望がたくさん出ています。例えば、福祉バスの土・日運行につきましても、年間50万から70万円程度の予算でいけたと確かに記憶しております。そんな100万円にも満たない予算を町側は財政難を理由にけちって、全く対応していないわけです。これほど1億円もの予算があれば拡充できる住民サービスはたくさんあります。ここの場におられる各部局の皆さん方の中にも、100万円でも予算が欲しいと思っておられる部局の方はたくさんおられるのではないのでしょうか。

そこで、4つ目の質問です。住民のための行政サービスについては、たった10万円単位、100万円単位の予算すらけちっているのに、なぜクリーンセンターの発注となると、そんなにどんぶり勘定なのでしょう。巨額の税金を食っているクリーンセンターの発注にこそ、無駄な税金を切り詰めて、十分でない行政サービス、住民サービスに税金を回す必要があると思うところなのですが、そうしない理由をお答えください。

以上4点、ご答弁、よろしくお願いします。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

この4点について、住民部長である私が全て答えるべきものではないと考えてございます。

まず第1に、親会社ですか、グループ会社の住友重機械工業の京都の件ですか、あの部分につきましては、もうちょっとホームページ等をご覧になれば分かると思いますが、何も住友重機械工業が負けたというふうな書き方ではございません。一応和解金額というのは払っておられるように思いますが、裁判の内容を見ていただければ、若干先生の思われてるのと違うように思います。

あと、入札保証金の分については、私どものほうではお答えできませんのであれなんです。私の私見としては、入札保証金というのは、入札に対しての契約を履行しなかった場合のペナルティーであるというふうに私は認識しておりますので、その分について免除申請を出してこられたと。その内容が、うちの契約規則にのっとってやっただけであるというふうに私は認識してございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

3点目にありました入札保証金について、ちょっと私のほうから再度答弁させていただ

きます。

入札保証金につきましては、入札者が落札したときに、何らかの理由により、契約を締結しないときのペナルティーとして納付させるものでありますが、入札者の実績でありますとか、本町との過去の契約、また履行実績等から、入札者が契約を締結しないおそれがないと認められることから入札保証金を免除したものでございます。

また、仮に、落札後、契約を辞退する場合は、違約金として入札保証金を納付しなければならない旨、今回の忠岡町クリーンセンター包括的整備運営管理事業制限付き一般競争入札要綱にも記載しておりますし、入札のときに配布しております入札の心得等々にもその辺りは記載しておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ちょっと一部答えていただけてないので、そのどんぶり勘定のところは答えていただきたいところなんですけれども、先ほど住民部長さんがおっしゃった京都市の案件ですけれども、これも私もずっといろいろホームページとかネットのほうで調べさせていただいて答えているんです。確かに和解ということで、和解金の支払い命令ではありましたけれども、これは京都市のホームページ自体見ていただいたら載ってますけれども、ほぼ100%、京都市の主張が聞き入れられています。逆に、住重側の主張は、1ミリもと言ったら変ですけども、ほぼ聞き入れられていません。ですので、京都市側の勝訴的和解です。それは京都市側のホームページにきちんと掲載されています。ですので、請負金額の全額プラス遅延損害金、合わせて177億円の支払いが命じられたんです。ですので、住民部長さんがおっしゃるような内容ではないと思います。

あと、入札保証金免除の部分ですけれども、一応公室長さんのほうで適切に解釈をしてされたということですが、やっぱり普通に契約規則を読む限り、この契約規則、原則は支払わせるというのが原則ですので、そこを解釈をねじ曲げてでもJVに甘い対応をするというのは、やはり住民側から癒着の現れだと見られても仕方がないと思います。

あとは、その松和メンテナンスのほかの自治体での受注実績についてはお答えいただけてないんですが、あるのかないのか。あるのであれば、どこの自治体であるのかと、さっきの、なぜこの高額のクリーンセンター案件の税金を切り詰めないのか。自治体には最少の経費で最大の効果を挙げなければならないという基本原則がありますので、そこら辺、この2点お答えください。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

これも私どものほうで答えていいものかどうかは分かりかねますが、当然、忠岡町に業

者登録されている業者さんでありますので、その業者登録された時点で実績をファイリングされて、総務課のほうへ提出されていると思います。そのよその件数について、私、今時点では把握してございませんので、そういうものがあるように思っております。

それと、先ほど、どんぶり勘定というような形の部分でご指摘いただいている部分でございますが、今回の部分についても、コンサルを入れて金額をはじかせていただいておりますので、それをもって今回、仕様を上げて、たくさんの企業さんに登録していただきたいというような部分がありますので、当然単独でもオーケーでありますし、JVでもオーケーであるというような仕様になっているように思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

3回目です。

10番（勝元由佳子議員）

これで最後にさせていただきます。もう質問ではありませんけれども、担当部局のほうで、松和メンテナンスのよその自治体での受注実績を把握されてないということですが、恐らくないのであろうと思います。そもそも松和メンテナンスは、ごみ処理プラントの受注業者でも何でもありませんし、いつも町側のほうが説明でおっしゃっているように、ごみ処理プラントというのは、かなり専門的な技術、知識が必要な施設です。そんな中小企業とか小さいまちの業者で請け負えるものでもないですし、そんな必要な業者であるとは思っていません。

これはもう要望というか、今後していただきたい部分ですけれども、やっぱりこの巨額の税金の支出を伴うところこそ切り詰めていただきたい。先ほども町長が所信表明の中で、限られた財政を適切に使ってやりくりしてまいりたいという趣旨の発言をされていましたが、本当にそれを実行に移していただきたいと思います。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

本委託契約の締結について、ちょっと疑問がありますので、質問させていただきます。

契約の方法は一般競争入札とありますが、実際は本町に業者登録のある制限付き一般競争入札であります。入札参加企業が、結果はたった1社だったということでありまして。そこが落札しました。それは現在のクリーンセンター受注企業であります。

まず1つ目ですが、この入札は、入札の公平性が本当に保たれたのかどうかという点についてです。昨年の12月議会で、この事業の4年間もの債務負担行為の補正議案、17億3,000万円が可決され、12月24日の年末に入札の告示がされ、正月明けの1月15から16日に申請をしないといけないという、そして1月22日に現場説明会、2月5日入札という、年末年始を挟んでのこのタイトなスケジュールでは、よほど事前に準備をしておかなければ入札に参加できなかったのではないかとということでもあります。

また、3月の1カ月間は、今もう3月に入りましたけど、3月の1カ月間は引き継ぎ期間と、請負受注者が変わる場合は受注期間となっておりますので、他の企業が応募して落札したら、もう3月には人をそろえて引き継ぎをしなければいけないということですから、2月5日に入札をして落札をしたとしても、わずか1カ月間で技術者、運転技術者ですね、施設や機械や様々なそういう技術者を含めて21名の従業員を確保しないといけないという、それは現在の人手不足の状況の下で大変難しいものではないかとということでもあります。

そこでお聞きいたしますが、この契約は非常にタイトなスケジュールのため、現在の受注企業でなければ応募できないようなスケジュールではなかったのかということでもあります。

続けてもう1つ。制限付き一般競争入札の条件の中に、流動床炉の整備、点検、運転管理の経験が4年以上という条件があります。本町の登録業者のうち、流動床の経験が過去にあったという企業が7社あったそうですが、この7社に忠岡町は特定記録でこの入札のことを、お知らせを郵送されたそうですが、この7社とも4年以上の流動床の経験という条件を満たしていますかということでもあります。

続けてもう1つ、入札の予定価格を決めた時期が、入札の2日前という遅過ぎる問題についてです。本来は、入札の募集をする際に決めておくものではないでしょうか。1社しか入札に参加しないということがもう分かっている、その1社が受けてもらえなかったら困るから、入札が不調にならないように、その企業の顔を見ながら予定価格を決定したのではないかとという疑問であります。適正と言えるのかどうか、こんな日程で決めたということは、ということでもあります。

そして、入札の公平性については、以上この3点についての疑義がありますので、お聞きしたいと。

もう1点、また契約の内容についてであります。契約の内容が受注企業に有利になっていないかという問題です。4年間の包括契約が、令和2年度から4年間ですから、令和5年度で終了します。令和8年度、9年度までこの施設が、クリーンセンターの焼却炉が使用できるように延命化工事もここに入っています。延命化工事をするのに、令和6年度以降ですね、不具合で故障したら、修理は忠岡町となっております。なぜ契約終了後1年間ぐらいは性能保証をこの受注企業に求めないのですかということでもあります。

以上、1点目の入札の公平性については、担当課のほうですね、スケジュールの問題、担当課のほう。そして、制限付き一般競争入札の条件の流動床4年以上という条件の、7社とも4年以上の流動床の経験を持っているかどうかというところは、担当課なのか公室長さんのほうなのか、入札の担当なのかちょっと分かりませんので、分かるほうからお答えを頂きたい。そして、予定価格を決める時期、この時期については明確に公室長さんのほうですので、それをお聞きしたい。そして、4つ目の契約の中身、これは担当課ですね。1年間ぐらい性能保証をなぜ求めないのかということについて、担当部長よりそれはお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

それでは、私のほうから答えさせていただきます。

まず、期間的な余裕がなかったと。確かに私どもにしても、そういうふうな形になっている認識はございます。ただ、これもコンサルを入れて、コンサルと話をしている中で、最短これぐらいやったら何とかなるであろうというような形の部分でさせていただいております。それが第1のお答えであると考えております。

2番目の、その業者さんが4年間の実績があるかないかというような形の部分でございますが、再三、委員会の中でもお答えさせていただいてるんですが、ごみ清掃施設の登録というんですか、経審の登録がそれになっている部分について14社ございました。そのうち、経審の点数が1,000点以上のところが7社であったと。この7社に対しては、そういうふうな形で文書で送らせていただいております。ただ、14社の中で、これ経審の点数というか登録が有効期限がありますので、1年7カ月か。だから、要はうちの業者登録は、今年と来年の2年間の分を受け付け、今年度に入ってからしております。ということで、その前の部分についての登録でありますので、今回、募集に当たって、経審の点数がそれ以上に、1,000点を超えている業者さんもある可能性もありますので、そういうものを合わせて条件的に出してこられた業者さんが仮にありましたら、それは7社以上、14社までの間で我々が把握してない部分で点数が上がりましたよというような形の分を持ってきていただいたら、その中に入ってくるというような形になってございます。

その4年間の実績が云々という形の部分についても、我々では把握できませんので、今回、入札に参加申込みされるときに、その辺の契約の添付を求めているわけでございますので、初めから送った7社、並びにあとの7社ですか、14社全てがそういうふうな形であるかないかというのは分かってございませんので、今回、こういうものがあるということで出していただきたいというような形で、今回やっております。

これも私のほうから言うべきものかどうか分かりませんが、忠岡町並びに周りの市町村についても、これ平成3年の要綱なんですけど、一般競争入札、指名競争入札参加資格審査

申請書という形で2年間の一般競争入札並びに指名競争入札の募集、応募をここで募っているわけです。その業者の中から選定させていただいているというふうに理解していただきますので、よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

予定価格等の決定時期でございますが、本町におきましては、日程上の都合等もございますが、おおむね入札日の1週間から二、三日前ぐらいまでの間に決定しているところでございます。近隣の状況につきましても、予定価格等を公表されている団体であれば、その公表時期の前日、また入札日の前日ぐらいに決定されているところもございますので、特段本町の状況と同じような状況なのかなというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

不具合があったときに、1年間の保証は。

議長（杉原 健士議員）

あと1点、軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

これもさきの委員会で課長が答えているとおりでございまして、一応最終年度に精密機能検査をやっていただくというような形になってございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

まず1点目のタイトスケジュールという問題については、認識はあるけれども、コンサルタント会社のほうが最短何とかなるということを書いてくれるから大丈夫だということなんですが、やはりそのコンサルタント会社はあくまでもコンサルタントで相談業務でありますので、それが正しいかどうかというと、受け手側ですね、参加する企業側がタイトだと思うような、参加企業ではございませんのでね、コンサルタント会社は。やっぱりどう考えてもタイト過ぎて、こういう工事とか、こういう事業の発注がありますよと年度の初めにでも聞いていれば、予算でも通っていれば、あれば分かりますけれども、ほかの企業ね、参加しようと思ってたら。だけど、急に12月に決まって、そして年末年始とか、年末ですね、そなん言われても、そして正月を挟んですぐ積算もして、いろいろ書類もそろえてということが本当にできるんであろうかと。だから、参加しようと思っている、あらかじめ分かっているところでしか参加できないんじゃないかというのは、や

はり素人が考えても難しいんじゃないかというところ、結果がやっぱり1社しか来なかったということでもありますから。もっと来てもいいはずですよ。その14社とか7社とかいろいろ言うてはるんでしたら。だけど、1社だけだったということでもありますので、これはやっぱりタイトではなかったのかなと。認識はあるということでもありますので、タイト過ぎたスケジュールではなかったかというふうに思います。

2つ目の4年間の実績について、あるかどうかは、7社については流動床の経験があるというところへ送ったけれども、4年間の実績がなかったら応募資格になりませんので、応募資格がないかもしれないところにも送っているということですので、把握できてないということですから、本当に何社、この条件にかなった本当に最終的に条件が全部そろった会社が一体登録業者の中で何社あったのかが分からない、こういう入札であったということである。これは否定できないかと思います。把握できてないということですので。7社とも持っていたかもしれないし、7社のうち半分しか持っていなかったかもしれない。これは把握できてないということですので、分からないという、そんな中での入札であったから、やはり1社しか応札がなかったんじゃないかという疑問は残るわけであります。

そして、3点目の予定価格、近隣の状況を言うていただいて、まちまちだということではありますが、遅くはないとおっしゃっておられるけれども、数社、何社も入札に参加しているということであれば、直前であってもあり得るかもしれないんですが、1社しか来ていないというところで、町長が総務事業常任委員会協議会の中で言われた「入札が不調に終わってもなあ」ということを発せられました。だから、そういう受けてもらえなければ困るという忠岡町の事情というものもないことはなかったと思います。受けてもらえなくても、不調に終わっても別にいいという入札ではなかったと思います。ということで、やはりそういう言葉を会議録にね、それが載ってるかどうか分かりませんが、そういうことを言うておられました。ということなので、やはり顔を見て、1社しか来てないんですからということもあるから、早くに決めておくなり、そうですね、そういうことをしておかなければいけないのに、こういう決め方というのは本当に公正だったか。本来はやはり公募をする時期には決めておくべき問題であっただろうというところでもありますので、やはりこれはいつまでたっても疑念は払拭できません。

ということで、あと最終年度で機能検査をするというので、それでもう終わりですということではありますが、機能検査をして終わって、これまでの10年間の長期包括契約の中では、終了後1年間、性能保証を求めておりました。しかし、今回は求めておりません。で、それも令和8年、9年まで使える延命化工事をしているんですから、それを1年間ぐらいは、終わってから、求めてもいいんじゃないかと思いますが、それを求められておられないというのはなぜなのかということをもう1回お聞きしたいと思います。

あと、その機能検査をする方が誰なのかと、忠岡町側で。コンサルタント会社なのか、技術者はいませんのでね。技術者を雇ってするとは思われませんが、機能検査をす

るのが事務屋さん、技術者がいない忠岡町の職員で機能検査で判こを押して、これで終わりというふうにするのか、それは大変不十分だと思います。それで、ちゃんと後々使えますという保証にほんとになるのかということところはちょっと疑問が残ります。なので、最終年度で機能検査をするから、1年間の保証を求めないということでもありますので、その機能検査をしました。そして、それで承諾する。これは大丈夫だということを忠岡町側が判こを押す、それは誰なのかということですね。誰なのかということをはっきりさせたいということです。

もう一度整理して言いますと、1点目の分については、タイトスケジュールについては認識はあるけれど、コンサルタント会社が問題ないと言っているということで、コンサルタント会社が言ったからそれでいいと思っておられるのかという点を再質問したいと思います。担当部長よりお願いしたい。

そして、2つ目の4年間の実績という分については、把握できていないということでもありますので、これでなぜ把握されなかったのかという点ですね。7社ありますからと、それをずっと言っていましたので、7社ともあるんかというたら、応募資格あるかないか分からへんと今言われましたので、なぜ把握できてないのかという点、再質問を住民部長にしたいと思います。

あと、3点目の予定価格について、やはり顔を見て予定価格を決めたと言われても仕方ないんじゃないかということについて、これは町長に最終ちょっとお聞きしたいと思います。顔を見て決められたということなのかどうか、この点について町長よりお答えいただきたいと思います。

そして、4つ目の最終年度、機能検査をするのは、忠岡町は誰が判こを押す。これは非常に大変重大な判こをつくる人ですよ。責任を負われますよ。もしこれで何かあったら、その方は大丈夫やと判こを押したという、誰が押すんですかという、それを再質問したいと思います。最後の点は住民部長にお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えさせていただきます。

まず第1の部分ですが、期間がタイトでしたという形のことですね。確かに忠岡町の事情もありまして、期間がタイトになったという認識はございます。その中で、コンサル業者を入れてやってる部分で、コンサル業者さんについてもそういうアドバイスを頂いたというのも事実でございます。で、今回、何とか、一般的には運転引き継ぎの部分については3カ月ぐらいとるのが一般的なように、私もホームページ等、各ほかの団体の部分を見ても、そういう書きぶりになっているのは知ってございます。それを2カ月というような形で1カ月短いような形でさせていただいたと。これは4月1日から必然的に焼却施設を

運転していかなければならないということで、そういう形でやりました。

それと、2番目の4年間の実績というような形の分ですが、あくまでこれ一般競争入札をさせていただいておりますので、制限付きの一般競争入札というような形で制限を何点かかけさせていただいております。4年間の実績というような形でくくっている部分につきましても、大阪府内であれば箕面市さんがずっと流動床を外へ出してやられておりますので、その業者さんが仮に登録があれば参加することもできるであろうし、全国的に言えばそういうようなところがある可能性もございます。ただ、全然実績のないところを入れるというのはかなり不安なところがありますので、どこの市町村についてもそういうふうな形で絞らせていただいと。そやから、登録業者が100社あれば、100社全部呼んで入札するかというと、そういうふうな形になりませんので、その中で絞れる部分について絞らせていただいたということで我々は認識してございます。

一番最後の、精密機能検査は誰が検査するんやというような形の部分については、当然忠岡町には技術屋さんがございますので、コンサルを介してというような形を考えざるを得ないのかなというふうに考えております。ですので、最終年度については、そういう形で予算計上させていただくような形になると思っております。

以上でございます。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

不正なことをしておりません。また、疑われるようなことはしておりません。事実があれば指摘していただけたらありがたいと思っております。入札までの間の期間が短いというようなお話を今度聞きましたので、次回からはそれも考慮して、どれぐらいの期間がええかというのを勉強いたしますが、1つの事業をするためには、自分たちで集中して期間を設けて事業を実施しているところでございます。設計金額については、担当課を中心に、だけではありませんが、中心にやらせまして、そして私に回ってきたところから、応札してくれるのはどれぐらいかな、入札になるのはどれぐらいかなというのを、町民のいろんな願いや私個人の願いをもって、数字、金額を入れていきますので、私の入れたのを知っている人がおったら教えていただきたいと思っております。

議長（杉原 健士議員）

3回目です。

6番（是枝 綾子議員）

1点目のタイトスケジュールで、それはコンサルタント会社がそれで何とかなるアドバイスをもらったけど、普通は一般的には引き継ぎは3カ月ということではありますが、1カ月に短縮したという。この1カ月の間にということもちょっと大変だと思います。2カ月ですか、2カ月ね。2カ月に短縮したということですが。で、それはやはり人集めが大

変集めにくいような、こんなスケジュールで、人材確保が今大変なときです。やっぱりなかなか新たに参入するというのは難しいスケジュールではないかということは、疑問が残ります。

4年間の実績があるのかどうかというところについて、なぜ把握できていないのかというところについては、明確な答弁がありませんでした。あるところがあったら応募してくださいということで、これは一般競争入札に付しますから、たくさん企業も来てくれそうですと。だから、ということをして12月議会でおっしゃっておられました。しかし、本当にこの条件にかなったところが何社あったのかというところがはっきりとしないというところでは、結果は1社というところで、結果が全てを物語っているように思います。

また、予定価格については、町長は疑われるようなことはしていないというふうにおっしゃっておられますけれども、やはり顔を見て、また決めたということについては、定期的に、時期の問題として、時期として入札の2日前ですね、入札日の2日前、2月3日に決めたということらしいので、やはりそれでは顔を見て決めたんじゃないかと言われても仕方ない日程ではあるということでもあります。

あと、最終年度の機能検査はコンサルタント会社を介してとおっしゃいましたが、そういうコンサルタント会社、責任を負えない、もし何かあったとき、そのコンサルタント会社に責任がかぶるようであれば、コンサルタント会社もなかなかそういう受けてくれるかなというふうに思いますが、やはり性能保証を最初から求めておくべきではないかと、入札の募集の際に。ですから、この仕様書については、やはり1年間ぐらいの性能保証をちゃんと求めておくのが住民にとって不利益にならない。もし修理するとなったら住民の税金でされるということでもありますので、やはりこれは企業側に求めておくべきではなかったかというふうには思います。

ということで、いろいろと、なかなかはっきりとしたご答弁が頂けないということではありますが、そもそも私たちは、今年の12月議会において、この契約の基となる4年間の債務負担行為の補正の議案には反対をいたしました。その事業の契約であります。ということで、その中身についてはここで質問を蒸し返すつもりはありませんが、契約に関してはやはり疑義がかなり残っております。解決していません。

ごみ処理を泉北環境に委託する広域処理ということの協議を進めていく中、令和8年や9年度まで施設がもつような延命化工事はやっぱり不要であって、運転管理も一括で込みで、そして渡し切りで、議会で内容のチェックもできない、こんな4年間の包括契約はそもそも認められないわけですから、その契約ですから、認められないというのは当然であります。毎年一つ一つ契約をして、支出について議会や住民がチェックできるようにすべきだと、契約の内容も、というふうに思います。

また、年の瀬の入札の告示をして、年末年始を挟んでの入札参加というのは、ほんとにタイトなスケジュールであると。こういった事業があることを知っていて準備している企

業しか入札に応募できないということも指摘をいたしました。やはりそのとおりになりました。入札に参加したのは、現在受注している企業の1社のみということで、競争原理がこれは働かなかったのではないかというふうに思います。

そんな中の契約の議案ですが、疑問点の1点目の入札の公平性が十分に保たれたかという疑問点はやはり解消できませんでした。年末年始のそういったタイトスケジュール、そしてわずか1カ月かそこいらで21名の技術者を含む従業員を確保することが、やっぱり現在の人手不足の中で新たにできるものではないという、あまりにもやっぱり現在の受注企業以外参入することが難しいようなスケジュールであったというふうに思います。

そして、2つ目の流動床の経験が4年以上というところが条件になっていますが、本町に業者登録をしている7社にお知らせはされているけれども、そのうち何社が4年以上という条件を満たしているのかは把握できていないということでありました。この条件を満たしている企業が何社であったのかは不明だということでありました。

そして、入札の予定価格を設定した日が入札日の2日前という、そういう内容でありますから、参加応募の企業が1社しかないと分かっている中で、入札が不調になったら困る、受けてもらえなかったら困るという考えが働いてなかったかという疑問については、ちょっと明らかにはなりません。本来、入札の募集をした段階で決めておくべきだと。参加企業の顔を見て決めるべきではないと思います。これらの疑問はちょっと晴れませんでしたということでありました。

そして、4年間の契約終了後のクリーンセンターの焼却炉、問題なく運転できるのか、保証を求めているということですが、やっぱり令和8年、9年まで運転できる延命化工事をしているのに、令和6年度に不具合ができたなら、忠岡町が修理費用を全額負担するという、ほんとにあまりにも受注企業に有利ではないかという契約であります。こういった修理、点検、検査費用を支払って、住民側が支払うというのはあまりにも理不尽であります。こういう疑問が晴れませんでしたので、私どもはこういった案件については賛同しかねるということやはり表明しておきたいと思います。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質問ないので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。勝元議員。

10番 (勝元由佳子議員)

議案第1号、忠岡町クリーンセンター包括的整備運営管理事業に係る委託契約締結について、反対の討論を行います。

このクリーンセンターの4年間の包括的委託契約の発注案件につきましては、さきの12月議会とこの3月議会におきまして、我々議会議員のほうから様々な問題点の指摘をさせていただきましたが、業者選定方法や今後の懸念点等々、とても納得できる内容ではありませんでした。そうした不合理な点を踏まえ、大きく2点、反対の理由を述べさせていただきます。

まず1点目、業者の選定方法と地方自治法違反についてです。業者選定の方法につきましては、入札をする前から、予算要求の12月議会のと時から、特定の業者、つまりいつものJV1社しか入札参加業者がなく、結局いつものJVが受注するのではないかと複数議員から疑義が出ておりました。

その点につきましては、12月議会におきましても、忠岡町に入札登録のある業者に限定せず、広く受注可能な業者を募って、自治体の恣意性のある発注だと住民から疑念を持たれないよう発注方法を工夫して業者を決めるよう注文を出していたにもかかわらず、案の定、蓋を開けてみると、公正に受注業者を選ぶ努力を全く怠り、12月議会のとときに予言したとおりの恣意的な業者選定でした。

今回は一般競争入札を実施しておりますが、入札をすればよいというものではありません。入札は条件設定の仕方などによって、幾らでも参入業者を意図的に選択、排除でき、自治体側の意中の特定業者に受注させることが可能です。また、入札には予定価格の範囲内で最低価格で落札した業者と必ず契約しなければならない、つまり自治体側が契約相手を選べない、検討する余地が一切ないというルール、決まりがあることを踏まえれば、むしろダークな自治体が形式的かつ恣意的に表面上だけ入札を実施すれば、幾らでも自治体側の意中の特定業者と契約を正当化できてしまい、公正さが阻害される弊害のほうが強いことが、複数の自治体職員向けの公共発注の専門書の中で指摘されています。

つまり、自治体側は特定業者と1社決め打ちの特命随契をしたいけれども、随意契約が適用できる法的根拠がないので、違法な随意契約をごまかすための隠れみものとして入札を悪用することができるということです。今回の入札はまさにその典型例であり、案の定、落札した業者は住民から癒着業者だと言われている業者である住重と松和メンテナンスの

2社で構成された共同企業体、JVでした。

特に松和メンテナンスにつきましては、町内の中小企業、かつ町議の親族企業です。忠岡町クリーンセンターの歴史を見ますと、今のごみ処理施設は昭和60年代に環境装置工業株式会社という業者が製造・施工したもので、この会社が倒産した際、環境装置工業を事業承継、つまり法人の事業を引き継いだのが当時の住重でした。この事業承継以降、忠岡町のクリーンセンターの運転管理は住重が単独で受注してきていました。

ところが、平成20年度に10年間の長期包括契約をする際に初めて松和メンテナンスが出現し、これ以降、住重とJVを組んでクリーンセンターの発注案件を受注するようになりました。

さきの質疑の中でも指摘させていただきましたが、これまで、住重単独でクリーンセンター案件の発注を受注していた歴史、実績を踏まえ、町内の中小企業で忠岡以外のよその自治体ではごみ処理プラントの受注実績のない、つまりごみ処理プラントを扱えない松和メンテナンスは、契約の相手方には全く必要がありません。

その点につきましては、現在係争中のクリーンセンター案件の住民訴訟の中でも、裁判所からも、なぜ松和メンテナンスが要るのかと、クリーンセンター業務における松和メンテナンスの役割は何なのかと質問、指摘されてきました。この質問に対して忠岡町側は、JVとして受注してもらっている、忠岡町としてはJVとして業務を遂行してもらえればよく、JV2社の間でどのような業務分担をしているのかは把握していませんと回答しています。つまり、クリーンセンター業務において松和メンテナンスが何の仕事をしているのか、役場側も知らないということです。

そんな、発注者側である忠岡町自身が何の仕事をしているのか全く知らないという業者で、おまけにその業者なしでもずっとクリーンセンターを運営してきたのであれば、そんな松和メンテナンスはクリーンセンター案件の受注業者として要らないことは誰の目にも明らかです。実際、裁判所のほうも客観的に見て、松和メンテナンスの必要性に疑問を感じているからこそ、そのような質問をしているわけです。

仮に本日、本議案が可決されたのであれば、将来的にクリーンセンターの発注案件で松和メンテナンスは不要とする一定の司法の判断が出た場合、議会は本議案の契約締結を認めた責任をとれるでしょうか。議会に上がってきた議案についての責任は、行政ではなく我々議会議員側にあるのであって、役場側には何の責任もありません。

今回の契約金14億8,500万円には必要のない業者である松和メンテナンスの取り分である5億9,400万円が含まれています。毎年1億円規模の税金があれば教育、防災、高齢介護、医療、ガタガタの道路の整備、まちづくりなどなど、忠岡町が財政難を理由に切り捨てている住民サービスがどれだけできることでしょうか。これは税金の無駄遣いどころか税金の垂れ流しです。

そのことが地方自治法違反である理由を説明します。まず、地方自治体の基本かつ原則

である最少の経費で最大の効果を挙げなければならないという規定が、地方自治法の最初、第2条にしっかりと規定されています。つまり、1円でも税金を無駄にしないことこそが地方自治体には何よりもまず求められているということです。これは当たり前のことです。そして、第2条の第16号、17項には、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない、この規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする、とはっきりと明記されています。

また、最高裁判例あるいは公共発注についての様々な専門書を見ますと、地方自治体の発注契約についてはほぼ同じ内容が記されています。

まず、判例にもある地方自治法の趣旨についてですけれども、地方公共団体が締結する契約については、その経費が住民の税金で賄われていることなどを鑑み、機会均等の理念に最も適合して、公正であり、かつ価格の有利性を担保し得るという観点から締結されることが最も重要である、とあります。つまり、公正さと経済性を最優先させよと法は言っているわけです。また、地方自治体事務に不可欠な適法性についても、適法性とは適用される法令に違反していないだけでなく、その趣旨、目的にかなっていることをも意味すると記されています。

そうした公共発注関連法規の立法趣旨などを踏まえると、今回のクリーンセンター包括的委託契約の発注においては、忠岡町の焼却炉が全国的にも珍しいタイプの流動床であり、そんな流動床を扱える業者自体がそもそも全国的にも少ないことなどを踏まえ、発注者側である忠岡町側が、入札にせよ比較見積りによる随意契約にせよ、本町に入札登録のある業者にこだわらず、現実的に忠岡町の流動床を扱える業者を懸命に探して、今回の発注に参加してもらうべきでした。

また、我々一部の議員からも、さきの12月議会の予算措置の段階から、こうした業者選定のあり方や自治体側の恣意性を排除した公正な業者選定にすることなどについても一番の問題として取り上げ、指摘してきたわけですから、本町が住民の代表者たる我々議会議員のそうした指摘に真摯に耳を傾け、本当に自治体行政として公正な発注、入札を実施する気があったのであれば、JVでの参加を禁止する条件を課すなど、住民から癒着などの疑念を持たれる要素を排除する手段を講じるべきでした。そうして、1円でも安く、かつ住民に対して業者選定の公正性や透明性、合理性などを確実に担保、説明できる方法をとるよう努力すべきであったにもかかわらず、本町はそうした努力を一切怠り、結果的に億単位の巨額の税金を無駄に損失する道を選択しました。

具体的な税金の損失額の積算については、先ほどの質疑の中で述べたとおりです。これは明らかに地方自治法第2条第14項に定める最少の経費で最大の効果を挙げなければならないという規定にも違反していますし、何よりも経済性及び発注の公正さを追求していない点でも、地方自治法の立法趣旨そのものに反しています。

また、本件契約締結とは直接関係ありませんけれども、入札後の入札保証金の事務処理

手続についても、このJVありきであったのではないかと思える事務処理をしています。そもそも確固たる法的根拠がなかったわけですから、忠岡町契約規則第8条に規定する原則に基づき、本件落札業者であるJVからは入札保証金を徴収すべきでした。しかし、町側は受注業者、JVとしての過去の受注実績にカウントできない明石市での住重単独での受注実績を、今回はJVの過去の他の自治体ごみ処理施設での受注実績に加えています。これは、松和メンテナンスを含んだこのJVの受注実績は本町しかなく、半ば忠岡町、我が町忠岡町が受注実績をつくってあげて、それをまた過去の実績としているようにしか見えませんし、町側がどう説明しようと客観的に見て、あたかもこのJVが今回の契約の受注業者として適切であるかのように見せかけ、無理やりこの契約を正当化しようとしているようにしか見えません。

町側の説明では、結局のところ、同条第2項第3号に定める「町長が認めた場合」を適用して入札保証金の全額免除をしていますけれども、法的解釈をゆがめ、合理性も妥当性も全く欠いた上での首長判断は、裁量権の濫用、逸脱に該当します。本町理事者側はよく自由にやっていいんだという趣旨で裁量という言葉をよく使いますが、「裁量」といえば何でもかんでも許されるわけではありません。どのような場合に行政、自治体に裁量が認められて、逆にどのような場合に裁量権の濫用、逸脱に該当するのか、よく調べてください。

次に、2点目、契約締結後の懸念、不安についてです。

この議案の契約の相手方である住重、松和メンテナンスとの共同企業体は、100%、住重のごみ処理プラントメーカーとしての技術力、専門性に頼り切っています。しかし、この頼みの綱である住重自体が極めて不安な業者であるという問題です。

まず、忠岡町クリーンセンターの受注業者である住友重機械エンバイロメント株式会社は、住友重機械工業株式会社の100%子会社で、ごみ処理プラントメーカーによくあるとおり、親会社と子会社でごみ処理施設の建設、それから運転管理をするという形態をとっている系列企業です。

しかし、親会社である住友重機械工業は、過去に京都市のごみ処理施設の建設工事を受注したものの、ごみ処理において致命的とも言えるダイオキシンを発生させるなど度重なるトラブルを起こし、結局その施設の建設施工を完遂できずに裁判になり、契約請負代金の全額及び遅延損害金の合わせて177億円の支払い命令を裁判所から命令された事実があります。この事案につきましてはインターネットで誰でも見ることができますし、先ほどもお答えいただいたように担当部局の職員の方々も既に知っておられました。

結局、この京都市の事案で懲りた住重は、親会社、子会社ともにもうこのごみ処理プラント分野から既に撤退しています。つまり、現役のごみ処理プラントメーカーではないということです。そのようなリタイアした業者を主力業者として、忠岡町のクリーンセンターの運転管理と、これからの修繕などのプラント施設の建設工事を受注させたとして本当

に大丈夫なのでしょう。

まず、住重が現役の業者ではなく、既にこの分野から撤退しているということは、既に部品などの製造ラインも止まっているでしょうし、今後クリーンセンターの運転管理や修繕などを任せる中で部品調達が困難になるなど物資の調達面での懸念があります。

平成27年度に新設した粗大ごみの破碎施設については、住重のノウハウを駆使して製造したと町側が説明していますから、焼却炉を含む焼却施設だけでなく、粗大ごみ破碎施設も含めたクリーンセンター全体の維持管理について、極めて不安と言えます。

また、ごみ処理施設で何より重要である専門的技術面での不安です。もし町側が説明するとおり、今後4年間の契約期間中にクリーンセンターに何か不具合が生じても適切に対応処置できる、受注業者側が責任をとってくれる、それができる十分な技術力や対応能力を有しているというのであれば、そもそも京都市の事例で住重側の主張が1ミリも認めてもらえず、住重が100%完全敗訴的和解となって、この業界から撤退なんてするのでしょうか。答えはノーです。

日立造船、タクマ、荏原環境プラント、川崎重工などなど、国内には大小様々なごみ処理プラントメーカーがありますが、どこもごみ処理施設でダイオキシンを発生させたなど初歩的かつ致命的トラブルを起こしたといった話を聞いたことがありませんし、ずっとこの分野で最先端のごみ処理プラントの開発をどこも手がけています。住重イコール大企業で安心と、ネームバリューにだまされている方も多いと思いますが、業者の専門性、技術力の面で極めて不安な業者であることは明らかです。

廃棄物処理は、市町村という基礎自治体が責務を負った、住民生活と密着した行政サービスです。ごみ処理施設に何かトラブルがあれば、毎日排出されるごみ処理が滞り、たちまち住民生活に支障が出るわけです。住民生活優先の危機管理意識があればクリーンセンターの運転管理、修繕などを安心して任せられない業者と4年間もの長期的かつ包括的契約を締結することはハイリスクで危険な選択としか言えません。全くナンセンスです。

以上2点を踏まえるだけでも、これほど巨額の税金を無駄に垂れ流し、地方自治法違反を初め公契約関連法規の趣旨を無視した不合理かつ恣意的な業者選定、契約で、かつ受注業者そのものが根本的に技術力などの面ですっと不安がつきまとうハイリスクな業者であるなど、公正性や妥当性、合理性を全く欠いており、危機管理の観点から見ても到底、本契約締結を認めるわけにはいきません。

なぜなら、行政はもちろんですが、最終的な意思決定機関である我々議会議員は、現在そして将来の住民とまちに対して責任を負っているからです。行政側の適法性はもちろんのこと、何よりも客観的かつ論理的な裏付け、根拠がなければ、その提案には妥当性それから合理性を欠いているということであり、到底住民の理解、納得は得られません。もしこの契約締結を認めるのであれば、忠岡町議会はクリーンセンター案件に係る癒着の疑念を払拭するどころか、追認、後押ししたことになり、もはや多くの住民からのそしりは免

れません。

よって、クリーンセンターについては、複数年度にわたる包括的委託契約をするにしても、改めて業者選定をやり直し、発注契約をやり直すべきと考えますので、本議案には反対いたします。

議長（杉原 健士議員）

他に、討論はありませんか。

（なし）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第1号 委託契約締結について（忠岡町クリーンセンター包括的整備運営管理事業）を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第1号 委託契約締結について（忠岡町クリーンセンター包括的整備運営管理事業）について賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（杉原 健士議員）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

議長（杉原 健士議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。1時15分から再開いたします。

（「午後0時19分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後1時15分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（杉原 健士議員）

日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第6号））を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）でありまして、1月10日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は、1億1,864万6,000円で、これを補正することにより、予算総額は71億5,357万1,000円となります。

歳入につきましては、第16款 寄附金で、ふるさと忠岡応援寄附金8,000万円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金3,864万6,000円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、財政調整基金積立金8,000万円を計上、ふるさと忠岡応援寄附金謝礼1,920万円を計上、寄附金礼状及び寄附証明書送付料39万円を計上、ふるさと納税返礼品配送手数料380万円を計上、寄附金決済等システム利用料19万2,000円を計上、寄附金返礼品発送等業務委託料1,506万4,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（なし）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第6号））を、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第7 議案第3号 忠岡町教育委員会委員の任命について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第3号 忠岡町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本件は、昨年12月議会において議決された忠岡町教育委員会委員定数条例の規定により、新たに5人目の教育委員として谷野しづこ氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第3号 忠岡町教育委員会委員の任命について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第8 議案第4号 忠岡町監査委員条例の一部改正について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第4号 忠岡町監査委員条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法等の一部改正により、同法に新たに、地方公共団体の長等の損害賠

償責任の見直し等の規定が追加されたことに伴い、本条例で引用する規定に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第4号 忠岡町監査委員条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第9 議案第5号 附属機関に関する条例の一部改正について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第5号 附属機関に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町文化会館の管理及び運営に係る調査審議を行う忠岡町文化会館運営委員会を附属機関として設置し、併せて当該附属機関の委員報酬を規定するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

議案第5号の文化会館運営委員会を設置するという事で、ご質問させていただきます。

まず今回、文化会館というのは建物の名称であって、公民館、図書館、働く婦人の家の3つの施設がこの文化会館に入っております。それぞれ条例や規則によって運営されていきますけれども、今回新たに文化会館の運営委員会ということで新しい委員会を設置するのは、どういった目的で設置されますでしょうか。また、その委員会の人選、人数、あとその人選の選定基準ですね。あとまた、初年度とかの委員会の開催回数について教えていただきたいので、よろしくお願ひします。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

議員仰せのとおり文化会館の中には働く婦人の家、図書館、公民館がございます。これにつきましては館全体の運営につきまして審議していきたいというふうな思いで文化会館の運営委員会を立ち上げた次第でございます。

次に、委員の任命ですけれども、学識経験者また社会教育関係の団体の方から選任していければなど。またあと、利用されている方につきましても選任していきたいと思っております。

年間の回数ですけれども、来年度につきましても5回程度を考えております。委員につきましても10名以内を想定しております。

以上でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

今回、3つの組織を一括管理という形で、文化会館の運営委員会という形でいろいろ調査、審議していくということなんですけれども、様々な住民ニーズに答えるためにこの委員会を設置いただけるということなんですけれども、地方自治法では「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とあります。文化会館は以前、週6日間開いていましたが、財政健全化のもと週5日間の運営になってしまいました。ただ、昨年度の決算では黒字決算ということで、ようやく明るい兆しが見えてきました。

現在の文化会館の運営管理の調査、審議も必要とは思いますが、より住民のニーズに答えるのであれば、クラブ数も64あるということですので、それがいっぱいいっぱいということですので、週6日の開館に戻して、住民の皆さんにもより広く使用していただくことも検討する必要もあるかと思っておりますけれども、住民サービス向上に向けて開館日を従来の6日間に戻すことについて教育委員会のお考えをお聞かせください。よろしく願います。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

この週休2日、館のほうは休んでおりますけれども、近隣の状況を比べましても休日が多い状況でございます。現在、忠岡町みらい計画におきまして、財政健全化によりまして週休2日制をしているところでございますので、この分につきましては財政当局と審議しながら開館に向けて、1日でも多く開館していきたいなどは考えております。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

先ほど、これから将来に向けて、住民ニーズも取り入れていただいて、財政当局ともお話ししていただくということで、住民福祉の向上のためにぜひ前向きな、この委員会自体が前向きな委員会であることにしていただきたいと思います。また、委員会の中で規則等ができましたら、またご提示のほど、よろしく願いいたします。

以上で質疑を終わります。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第 5 号 附属機関に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第 10 議案第 6 号 忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、

議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第6号 忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに伴い、印鑑の登録資格の欠格条項について、所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第6号 忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第11 議案第7号 手数料条例の一部改正について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第7号 手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、町税の滞納がないことを一括して証明する「未納がない証明」及び「継続検査用以外の軽自動車税に関する証明」を新たに規定するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第7号 手数料条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第12 議案第8号 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第8号 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、放課後児童支援員の資格取得に係る研修をいまだ受講していない支援員に研修を受講させるため、経過措置の期限を令和5年3月末まで延長するべく、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

放課後児童支援員は次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないというふうに条例で定められております。保育士、社会福祉士、教員免許等、また2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者と、10の項目が書かれております。その資格を持った方が、なおかつ、府の研修を修了しないといけないというご説明でございました。今回の条例改正は、府が行うこの研修が年に2人しか受けられないので、修了することを予定している者を含むということで、平成32年つまり今年の3月31日を令和5年3月31日までの間、3年間ですね。経過措置を延長するという条例改正であります。

そもそも経過措置をとっておきながらなぜ延長しないといけないのか。現在の支援員の人数と、今後府の研修を受けなければいけない人数をお教えてください。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

現在、府の受講済み者は5名でございます。現在、12名の支援員を配置しておりますので、現在7名受講していない状況でございますので、大阪府に毎年2人ずつ派遣する予定でございますので、残り3年ほどかかるということでございます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

今回、職員の経過措置を3年延長されて、計算上で言いますと、今お答えいただきましたように7名がまだであるが、6名がこの府の研修を受けて支援員になってもらうというお考えが町にはあるようであります。しかし、なぜ延長しないといけないのか。現場で働いている人がやめていく、定着しない、それは非正規で回しているという理由があるのではないのでしょうか。子ども子育て支援新制度で学童保育の指導員は放課後児童支援員という名称となりました。

厚労省の放課後児童クラブ運営指針では、支援員の仕事を以下のようにまとめております。支援員の役割については「豊かな人間性と倫理観を備え、子ども一人一人の人権、プライバシーに十分に配慮し、支援員は知識及び技能の向上に努め、保護者や関係機関と密接に連携をとって、家庭支援も含め子どもの健やかな育ちを支援する」、このように位置付けております。保護者や学校との連携、職員間の情報共有、そして清掃、おやつを用意、どれを取っても大変な仕事で、なおかつ丁寧さが要るお仕事であり、誰にでもできる仕事ではありません。多感な年頃の子どもたちですから、子ども同士でのもめ事、またいじめ、そしてけんか、それによってのけが、いろいろなことがあると思うわけでございますけれども、そういったときにお迎えに来た保護者への対応を迫られるときもあるでしょうし、そのようなとき全体をまとめる正職員をきちんと置いていただく、その必要があるというふうに考えております。町はこの必要性についてはどうお考えでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

今回の改正は、国のほうの基準で支援員の員数、2名以上、あと都道府県知事の研修を受けなければならないというのが従うべき基準という形でしたが、この部分につきましては参酌すべき基準に変更されております。本町としましては、この基準を緩和することなく、支援員のほうに研修に行かせたい、そういう形で条例改正をしております。ですので、今回の改正につきましては、支援員の質の確保という形で改正しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

今ご説明いただきましたが、質の確保ということでございますけれども、私、今聞かせていただきましたかったのは、正職員の必要性について、これの答えをいただきましたかったというふうに思いますので、ちょっと回数がございますので、それは後でまとめて言っていたきたいと思います。

やはり大阪では寝屋川とか松原市、こういった自治体が正規職員の配置を実現しております。せっかく資格を取っていただいても、おやめになったら、また今回この令和5年までの延長をするという議案が出ておりますが、令和5年になったらまた延長しないといけないんじゃないかというふうなことも心配されます。学童保育支援員の本来あるべき働き

方、社会的に求められている支援員の仕事、役割について、それに見合った雇用、労働条件の改善が必要であるというふうに思います。そのためにも正職員の配置、これはぜひ検討していただきたいと思いますので、これを併せて最後の答弁でお願いしたいと思ます。

そして、今、新型コロナウイルスですね。全国で広がっているわけなんです、首相独断で、全国一律に小中高校、特別支援学校の休校を要請したことによって、本町も今日から休校となっております。教育委員会、教育現場、保護者、急なことで混乱、そして余計な不安を招く、共働き家庭や一人親家庭などの影響も大きく、子どもの安全を確保できない。このように政府の対応への批判が続出しておる中でございますけれども、一律休校とせず、独自に対応する自治体も全国的に広がっているということが新聞で報道されておりました。

本町は、留守家庭児童学級は開設されておりますが、非正規の臨時職員の方も急なことで混乱もあり、大変だと思います。今回のような非常時でも臨時職員の方だけでは人数的にも回っていかないと申しますし、また、狭い部屋で密着度の高いところですから感染のリスクも高い。教員の配置も含めてどのような工夫をされるのか、また、ふだん留守家庭児童学級に籍を置いていない児童も、保護者が仕事に出れば緊急に受け入れるという柔軟な体制も必要であるというふうに思います。このことについてお答えをいただきたいと思ます。

それから、さきにお答えいただかなかった正職員の配置、これの必要性と併せて、最後にご答弁をお願いしたいと思います。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

河野議員お尋ねのまず最初の、先ほどの部分ですけれども、正規職員の雇用という部分に関しましては、本町、現在雇用している非正規の先生方は非常に、資格的にも保育士、教員免許を持っておられる方でございます、十分ではないかなと。併せて、先ほど部長が答弁いたしました、私どもとしましては、法改正がこの4月に行われまして、参酌基準ということで、今までの義務基準から参酌基準ということで1学級2名が、例えば山間部で10名程度のサイズしかない留守家庭ならば1名でもいいよとか、また、1名はこの指導員の免許を持っていても、もう1名は補助員という活動でも構わないという規制緩和の法律が改正されました。しかしながら、我々はやはり取らしていこうという部分で、自らハードルを上げてこの条例を維持しているということでご理解をよろしくお願いたします。

現在私ども、留守家庭児童学級を今日から開設、朝からしております。非常に人員の確保等でかなり無理をしましたが、確保している状況でございます。

ちなみに、本日の出席ですけど、東小では39%、69名の定員に27名来ていると。それから、忠小では34名の定員に17、50%という形で、この理由は分析しておりませんが、やはり本来の国・府等が示しております感染拡大という部分で、保護者の方も様々なご無理をなさってご配慮されているのではないかなというふうに解釈はしております。

併せて、今回のこの緊急な臨時休業で、午前中を含めてかなり子どもの預かり場所がないと、お困りのご家庭に関しましては、今朝からホームページに載せているんですけども、そういう就労をしていて、午前中程度で見られない方、それぞれ10名程度、東小校区、忠小校区で見させてもらうということで募集を今日、明日にかけてますので、どうか町のホームページを見ていただきまして、応募なりしていただきたいなというふうに思っております。かなり緊急の対応でございましたので、それで勉強を教えいとか、それはちょっとできないです。とにかく預かりましょうという形で頑張っておりますので。

ただ、国の制度との端境で、まだ問い合わせをしているような部分もございます。例えば保険はどうするのかという部分で、学校の教育活動と違います。しかし、国は無償でしなさいという指導も入ってきています。その辺の矛盾点なんかも今照会をかけているところで、走りながら考えているところでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第8号 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第13 議案第9号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第9号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の上限を引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

これより、議案第9号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

日程第14 議案第10号 忠岡町嘱託員条例の廃止について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第10号 忠岡町嘱託員条例の廃止について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたことに伴い、本条例に基づく嘱託員を特別職非常勤職員として任用できなくなるため、本条例を廃止するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっと質問させていただきます。

従前から質問させていただいているんですけれども、この嘱託員条例の廃止、対象は自治会長さんであるということです。これまで特別職の嘱託員の肩書を自治会長さんに与えて、それを根拠に年15万円の報酬を支給していたということなんですけれども、この法改正と条例改正で4月1日、この年度明けから自治会長さんに対して年15万円の報酬を支給する法的根拠がなくなるわけです。

これまでもお願いしているところなんですけれども、行政の仕事をしていただくに当たって、やっぱり自治会長さんお1人が実働というか、お仕事をされているわけではありません。実際に住民の方々が実働されているという現状を見ますと、やっぱりそういった実際に働いていただいている、町の仕事を代わりにやっただいていただいている方々にもきちんと報酬、対価が行き渡るようにすべきじゃないか、それが平等な考え方だと思うんです。

労働対価というのはやっぱりノーワークノーペイが基本です。逆に言うとワークすればペイするというのが基本ですので、行政が住民をただ働きさせているという今の現状はやっぱり問題だと思います。

その点について、ちょっと参考に労基署に聞いたんですね。労働基準監督署のほうに、どうでしょうということでも聞いたんですけど、労働基準法のほうは雇用関係がないと対象ではないので、こういう自治体の業務は対象外ですということなんですけれども、普通はそういう場合でしたら委託契約とか請負契約を結ぶのが普通じゃないでしょうかということでした。そういうケースであれば民法とかそっちのほうでちょっと法的に引っかかってくるんじゃないでしょうかねという回答だったんです。

ちょっと繰り返しになりますけれども、お聞きしたいのが、今までのように自治会、地元に対して、地元の住民さんたちに対して行政の仕事、自治体の業務をしていただいている、例えば町広報の挟み込み、配布活動とか、ごみの集団回収とかですよ。そういった業務についてやっぱり一定労働対価を支払うというところで、今般の一連の法改正、条例改正を契機に見直すべきだと思います。きちんと地元の自治会なりに仕事をしていただくのであれば、契約を締結して、自治会に対してお金を払って、そこから自治会長さんに報酬を支払うなり、実際に実働してくれはった住民の方々に労働対価を支払うというのが、

やっぱり普通に民主主義的平等な観点、考え方、やり方ではないかなと思うんですけども、今後こういうところを、問題点の改善、対応というか改善されていくかどうかの部分、お答えいただけますでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

今般の議案の第10号につきましては、地方公務員法の改正によりまして嘱託員条例による任用が行えなくなることによりまして条例を廃止するというものでございますので、現状を踏まえる中で、その後の制度についてはまた予算委員会のほうでも説明させていただくことになると思いますが、現在、嘱託員として位置付けております自治会長さんの業務については、防災訓練ですとか防犯活動、美化活動、また交通安全活動や募金活動等、様々な事業、行事、あるいは会議への参加とか、またそれらに関する参加者の調整でありますとか招集、日程調整、連絡等々、本当に地域コミュニティから生じる様々な諸問題や要望、また苦情などについて、必要に応じて町とも連絡調整をとっていただきながら解決に向けて本当に努力いただいているというところでございます。これらの活動については時間やその量で推し量ることができないものでありまして、いわゆる雇用関係とは言い難いというふうに我々は解しております。

今後、これらの活動に対しましては、一定、要綱をもって謝礼といいますか、そういうふうな形でお支払いをするものでございます。本当にこれらの活動は、地域コミュニティの醸成はもとより、町と地域との橋渡し役としていただいているという役割については、本当に共助という点からもますます重要になってくるというふうに認識しております。

今後、謝礼という形ではお支払いのほうをさせていただくというところではございますが、しかしながら、議員も先ほどのご質問にあったようなこともございますので、町と自治会、それから自治会と地域などの関係については、将来的に様々な課題また議論もあるかと思っておりますので、その辺りについては引き続き見直しが必要な場合もあるかと思っておりますので、我々もそのように認識をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

今、取りあえず要綱を今後設置して、謝礼等を払っていかれるということですので、そ

れはきちんと、ある程度法的根拠をもって支払い、支出していただきたいと思います。

自治会長さんについては、やっぱり今お答えいただいたように、業務量もあると思います。例えば一律、要綱の中で謝礼を定めるのも1つですし、例えば町の会議に来ていただくということであれば、普通に町の持っている会議の委員さんと同じように日当を払うとか、そういった対応もできるかと思います。

私のほうが一番懸念するのは、住民さん、実働している住民さんへの労働対価をどうするかなんです。自治会長さんというよりも、今ワークしてノーペイという状態の住民さんに対するお金の部分ですね。そこをやっぱり平等に、何らかの形でやっていただけるようにしたほうが、逆に地元地域に仕事を投げるのであれば、それなりに対価というか支払いがあったほうが受けていただきやすいというものもあるでしょうし、逆に何もなければ、「そんなん、するの嫌や」とか、自治会長さんを含めてそういう、「そんなん、自治体の行政の下請みたいなことしたくないわ」という声は全国的に出ていますので、そこら辺は今回を契機に根本的に見直しをしていただきたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第10号 忠岡町嘱託員条例の廃止について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第15 議案第11号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第11号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、3,247万7,000円で、これを補正することにより、予算総額は71億8,604万8,000円となります。

歳入につきましては、第1款 町税で、個人町民税所得割3,500万円を計上、固定資産税償却資産で1,000万円を計上、第13款 国庫支出金で、低所得者保険料軽減負担金12万8,000円を計上、個人番号カード交付事業費等補助金66万4,000円を計上、第14款 府支出金で、低所得者保険料軽減負担金6万4,000円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金1,387万9,000円を減額、第20款 町債で、消防施設等整備事業債50万円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、退職手当2,950万1,000円を計上、通知カード・個人番号カード関連事務委任に係る交付金66万4,000円を計上、第3款 民生費で、事務費等繰出金35万3,000円を計上、地域支援事業繰出金（総合事業）113万円を計上、低所得者保険料軽減繰出金25万6,000円を計上、第9款 消防費で、消防指令システム共同運用整備負担金57万3,000円を計上するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、消防施設等整備事業債50万円を追加するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

これより、議案第11号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算(第7号)について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第16 議案第12号 令和元年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第12号 令和元年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、49万9,000円で、これを補正することにより、予算総額は19億9,571万4,000円となります。

歳入につきましては、第3款 国庫支出金で、国民健康保険システム改修補助金14万6,000円を計上、第5款 繰入金で、事務費等繰入金35万3,000円を計上、歳出につきましては、第1款 総務費で、国民健康保険システム改修委託料22万円を計上、国民健康保険システム端末購入費27万9,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第12号 令和元年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

日程第17 議案第13号 令和元年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第13号 令和元年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、903万9,000円で、これを補正することにより、予算総額は16億4,346万2,000円となります。

歳入につきましては、第1款 保険料で、特別徴収保険料167万円を計上、普通徴収保険料15万3,000円を計上、第3款 国庫支出金で、調整交付金45万2,000円を計上、地域支援事業交付金180万8,000円を計上、第4款 支払基金交付金で、地域支援事業支援交付金244万円を計上、第5款 府支出金で、地域支援事業交付金113万円を計上、第7款 繰入金で、地域支援事業繰入金113万円を計上、低所得者保険料軽減繰入金25万6,000円を計上、歳出につきましては、第3款 地域支援事業費で、第1号事業負担金845万6,000円を計上、ケアマネジメント事業費負担金55万3,000円を計上、審査支払手数料3万円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(杉原 健士議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第13号 令和元年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第18 議案第14号 令和2年度忠岡町一般会計予算について、日程第19 議案第15号 令和2年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第20 議案第16号 令和2年度忠岡町介護保険特別会計予算について、日程第21 議案第17号 令和2年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第22 議案第18号 令和2年度忠岡町下水道事業会計予算について、以上、5件一括して議題といたします。

本件5件については、先例により、議案の朗読は省略させていただき、また、提案理由の説明は、既に配布されておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、省略いたします。

議長（杉原 健士議員）

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件5件については、先例により、6名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、休会中のご審査をお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認めます。

よって、本件は6名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長の指名といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、私から指名いたします。

和田善臣議員、北村 孝議員、二家本英生議員、三宅良矢議員、勝元由佳子議員、河野隆子議員。

以上の6名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

本件に係る審査の結果については、今期定例会の最終日をお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

14時30分から再開いたします。

（「午後2時12分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後2時30分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（杉原 健士議員）

ご報告します。委員会条例第7条第2項の規定によって、予算審査特別委員会委員長に河野隆子議員、副委員長に和田善臣議員が決定しましたので、ご報告いたします。

議長（杉原 健士議員）

日程第23 報告第1号 事務報告について（令和元年分）を、議題といたします。
事務局より、本件を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

報告第1号 事務報告について、地方自治法第122条の規定により、令和元年の事務報告を提出する。

令和2年3月2日提出 忠岡町長 和田吉衛。

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

報告第1号 事務報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和2年度一般会計及び各特別会計等の予算書の提出にあたり、地方自治法第122条の規定により、事務に関する説明書として、令和元年の事務報告を提出するものでございます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、報告第1号を終わります。

議長（杉原 健士議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

14時40分から再開いたします。

(「午後2時32分」休憩)

議長(杉原 健士議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後2時40分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

既に、お手元にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご異議ないものと認め、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より、報告させます。

議会事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(杉原 健士議員)

はい。

議会事務局(阿児 英夫局長)

令和2年第1回忠岡町議会定例会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第24 意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の抜本的な対策強化を求める意見書の提出について

以上でございます。

議長(杉原 健士議員)

日程第24 意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の抜本的な対策強化を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局(阿児 英夫局長)

意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の抜本的な対策強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、新型コロナウイルス感染症の抜本的な対策強化を求める意見書を提出する。

令和2年3月2日提出

提出者	忠岡町議会議員	是枝	綾子
賛成者	同	北村	孝
	同	和田	善臣
	同	三宅	良矢
	同	勝元由	佳子

新型コロナウイルス感染症の抜本的な対策強化を求める意見書（案）

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症については、急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機関が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど大きな脅威となっている。

当該地域に滞在歴、渡航歴のない国民が発症し、人から人への感染が確認されたところである。

事態の収束が見えない中、住民の不安は増大する一方であり、国と都道府県、市町村が一体となった迅速かつ適切な対応が強く求められている。

国においては、既に対策が講じられている中、2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が発表されたところである。

国民の命と健康を守ることを最優先に、十分な財政投入で対策を抜本的に強化し、下記の事項についての措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 感染の確認を迅速に行うため、大学や民間検査機関などの力を総結集し、PCR検査体制を急いで拡充されること。医療現場で簡易検査キットが使用できる環境整備を早急に進められること。
2. 医療体制の強化のため、別スペースで診療するための一般医療機関への財政支援など講じられること。院内感染を防ぐための資材の提供をされること。
3. 政府の「緊急対応策」による緊急貸付やセーフティネット補償の支援対象を大幅に拡大するとともに、中小零細業者へのつなぎ融資など、中小企業・雇用対策を講じること。
4. 国民に不安を与えないよう、正確な情報を発信されること。
5. これらの対策を講じるための、十分な財政投入を行われること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月2日

泉北郡忠岡町議会

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

ただいまの朗読をもって本意見書案の趣旨説明にかえさせていただきます。皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の抜本的な対策強化を求める意見書の提出について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

本件につきまして、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（杉原 健士議員）

本定例会に付された事件は、議了いたしましたので、本日の会議を打ち切り、議事の都合により、明日から11日までの9日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認めます。

よって、明日から11日までの9日間、休会とすることに決定しました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

（「午後2時46分」散会）